

佐久市手話言語条例（素案）に対する意見募集の結果について

1 実施方法

- (1) 募集期間 平成29年11月8日（水）～11月22日（水）
- (2) 周知方法等 佐久市議会ホームページへの掲載
議会事務局、市役所市民ホール、各支所総務税務係及び各出張所での閲覧
- (3) 提出方法 郵便、FAX、電子メール、持参のいずれか

2 ご意見の内容

該当条等	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
前文	<p>内容：2段落目「<u>この言語のうち</u>手話は、…」の部分で、下線朱書部分を削除したほうが良い。</p> <p>理由：単に不要と感じたので。</p>	<p>様々な言語があるうち、「手話は」という表現により、手話が言語のうちの一つであることを明確に位置づけていく必要があることから、このような表現としています。</p>
前文	<p>内容：3段落目「しかしながら、長い間手話が言語として認められてこなかったことや手話を使う環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることや意思疎通を図ることに困難を抱え、…」の部分で、下記の通り</p> <p>「しかしながら、長い間手話が言語として認められ<u>ず、音声言語を耳から理解することができないろう者にとって、手話を使う環境が整えられてこなかったことなどから、ろう者は、<u>十分な教育を受けることが保障されずに、</u>必要な情報を得ることや意思疎通を図ることに困難を抱え、…」と下線朱書部分を加えたほうが良い。</u></p> <p>理由：ろう者が育ってきた過程において、親御さんも、学校の先生においても「手話」を理解されていなかったため、生活の中で、十分に意思が通じていなかった。内容がしっかり伝わらずに、理解されないままに、ただ聞こえる人の社会に適応できるように指導されてきた歴史があると思うのです。そのことを入れてほしいと思いました。</p>	<p>ろう者が育ってきた環境において、手話が理解されずにつらい思いをしたという過程の表現であり、ご意見の趣旨について再検討を行い、条例に反映させることとしました。</p>

該当条等	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
前文	<p>4段落目 「こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられたが、<u>いまだ</u>に手話に対する地域社会の理解が…」の部分で、下線朱書部分は不要。</p> <p>理由：手話が言語として位置づけられたが、そのことに対して佐久市民として特に行動をとって来たわけではない。今がスタート地点なので不要と考える。</p>	<p>手話の理解普及のためのこれまでの活動への配慮や条約や基本法において位置づけられていますが、いまだに広がっているとは言えない状況下にあることから、佐久市議会において条例制定に至った経過も踏まえた表現としましたが、再検討し、佐久市としてこの手話言語条例の制定によりスタート地点にたつという考え方にに基づき、条例に反映させることとしました。</p>
第7条	<p>「手話通訳者の確保」に関して、佐久市の方針の策定に大いに期待しています。</p>	<p>委員会としても注視していきます。</p>